

公立大学法人下関市立大学教員研修規程

平成 19 年 4 月 1 日

規 程 第 3 0 号

改正 平成 29 年 3 月 1 日規程第 16 号

(趣旨)

第 1 条 この規程は、教員（公立大学法人下関市立大学職員就業規則（以下「就業規則」という。）第 2 条第 1 項第 1 号に規定する専任職員及び同項第 2 号に規定する有期雇用職員のうち、主として教育及び研究に従事する職員をいう。以下同じ。）の研究の充実及び教育能力増進を図り、もって法人運営の民主的かつ効果的推進を目的として、就業規則第 7 2 条及び公立大学法人下関市立大学有期雇用職員就業規則第 7 7 条の規定に基づいて行う研修（以下「研修」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(教員の責務)

第 2 条 教員は、その職責を遂行するために、常に研究と修養に努めなければならない。

(学長の責務)

第 3 条 学長は、教員の研修について、その自由と自主性を尊重し、かつ、研修を奨励するための方途その他研修に関する計画を樹立し、その実施に努めなければならない。

(研修の実施)

第 4 条 教員は、教育研究及び学内業務に支障のない限り、勤務場所において、又は勤務場所を離れて研修を行うことができる。

2 教員は、勤務場所を離れて研修を行う場合は、学長の承認を得なければならない。

3 前項に定める承認は、原則として研修を行う 1 又は連続する複数の日についての都度得なければならない。ただし、一定の期間において定期的に研修を行う場合は、当該期間について一括して承認を得ることができる。

(長期にわたる研修)

第 5 条 長期にわたる研修については、国内研修、国外研修及び青島大学研修とする。

2 前項に規定する「長期にわたる研修」は、就業規則の適用を受ける者に限り実施するものとする。

(国内研修)

第 6 条 前条第 1 項に規定する国内研修とは、教員を国内で研修させることをいう。

2 国内研修は、研修先を定めないで行う期間を設けることができる。

3 国内研修の期間は、6 月以内とする。

4 前項に定める期間の始期は、4月1日又は10月1日とする。

(国外研修)

第7条 第5条第1項に規定する国外研修とは、教員を国外（次条に定める場合を除く。）で研修させることをいう。

2 国外研修は、研修先を定めないで行う期間を設けることができる。

3 国外研修の期間は、1年以内とする。ただし、理事長が特に必要と認める場合は、さらに6月以内の範囲で延長することができる。

(青島大学研修)

第8条 第5条第1項に規定する青島大学研修とは、交流協定に基づき、教員を青島大学で研修させることをいう。

2 青島大学研修の期間は、1年以内とする。

(委任)

第9条 その他教員の研修の実施について必要な事項は、学長が定める。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成29年3月1日規程第16号）

この規程は、平成29年4月1日から施行する。